一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会(以下「本会」という。) 定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び 退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるも のとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(定例報酬の額の決定)

- 第3条 本会の常勤役員の定例報酬月額は、(別表) 常勤役員俸給表のとおりとし、常 勤役員の定例報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるも のとする。
- 2 非常勤役員については無報酬とする。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する 詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「職員給与規程」という。) に準ずる。

(費用)

- 第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これ を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて は前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月30 日理事会承認)

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

| 号俸 | 月額 |
|----|---------|
| 1 | 100,000 |
| 2 | 200,000 |
| 3 | 300,000 |
| 4 | 400,000 |
| 5 | 500,000 |
| 6 | 600,000 |
| 7 | 700,000 |